

医政地発 0913 第 1 号  
医政医発 0913 第 1 号  
令和元年 9 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧作成について（依頼）

「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂について」（令和元年 7 月 31 日付け医政発 0731 第 7 号厚生労働省医政局長通知）により、平成 31 年 1 月から開催した「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」での結論を踏まえて改訂した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「指針」という。）の周知をお願いした。

指針においては、オンライン診療を活用する前に、緊急避妊を要するが対面診療が可能な医療機関等に係る適切な情報を有さない女性に対し、緊急避妊に係る診療が可能な医療機関のリスト等を用いて受診可能な医療機関を紹介し、まずは対面診療を促すこととしている。

そのため、緊急避妊を要する女性が医療機関を選択する際の参考となるよう、各医療機関における緊急避妊に係る診療の取扱の有無等を把握し、緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧を作成するための調査を行うこととしたので、別紙「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等一覧作成要領」に基づき、調査票を作成の上、令和元年 11 月 8 日（金）までに、以下の提出先へ提出をお願いします。

なお、報告された緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等のうち、掲載を希望する施設については、取りまとめた上で、厚生労働省のウェブサイトにおいて緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧として、順次公表を行う予定である。また、この一覧は必要に応じて更新していくことを申し添える。

（提出先・照会先）

厚生労働省医政局医事課  
伴、岡本  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
祝原

E-mail : ban-keigo@mhlw.go.jp  
Tel : 03-5253-1111（内線 4142）